

会 議 録 (要 旨)

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 会 議 名 | 令和元年度瑞穂町子ども・子育て会議（第1回） | |
| 開 催 日 時 | 令和元年5月28日（火）午後6時30分から午後7時30分まで | |
| 出席者及び 欠 席 者 | 【出席者】委員12名、町長、事務局4名 合計17名 【欠席者】委員0名 | |
| 次 第 | 1 開 会 2 委嘱状 交付 3 町長あいさつ 4 委員及び事務局 自己紹介 5 会長及び副会長 互選 6 報告事項 (1) 子ども・子育て支援事業計画及び進捗状況等管理について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う平成30年度実施のニーズ調査結果報告書について (3) 今後のスケジュール及び会議の進め方について 7 閉 会 | |
| 傍 聴 者 | 0名 | |
| 配 布 資 料 | 当日配布 ・ 次第 ・ 資料1 子ども・子育て会議条例 ・ 資料2 子ども・子育て会議委員名簿 ・ 資料3 瑞穂町子ども・子育て支援事業計画 ・ 資料4 子ども・子育て支援事業進捗状況等管理票 ～計画の基本的事項 子ども・子育て支援事業進捗状況等管理票～計画の体系 ※資料3及び4は新規委員のみに配付 ・ 資料5 第2期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査報告書 ・ 資料6 令和元年度会議開催スケジュール（予定） | |
| 会 議 内 容 (主な意見等を原則として 発言順に記載。) | 1 開 会 (子育て応援課長) | 子ども・子育て会議委員の改選につきまして、委員をお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げます。 瑞穂町子ども・子育て会議条例（以下「条例」）の第7条第2項「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。」で定めるとおり、第1回会議に半数以上の委員が出席しているため、本会議の成立を報告す |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>2 委嘱状 交付</p> <p>3 町長あいさつ</p> <p>4 委員及び事務局 自己紹介</p> <p>5 会長及び副会長 互選</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(委員)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(委員)</p> <p>(会長)</p> <p>(副会長)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>6 報告事項</p> <p>(事務局)</p> | <p>る。</p> <p>また、同条第1項「会議は、会長が招集し」とあるが、まだ会長が選出されていないため、選出までの進行は事務局で行う。</p> <p>町長より、委員に委嘱状を交付。</p> <p>町長より、あいさつ。</p> <p>委員及び事務局より、自己紹介。</p> <p>条例第6条「会議に会長及び副会長を置き、委員の互選による定める。」により、会長及び副会長を選出する。立候補または推薦はあるか。</p> <p>事務局に一任する。</p> <p>前年度に開催した会議で会長・副会長を務めた委員に引き続き担当していただいでよろしいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>会長よりあいさつ。</p> <p>副会長よりあいさつ。</p> <p>これより、会長に進行をお願いする。</p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援事業計画及び進捗状況等管理について</u></p> <p>子ども・子育て会議の所掌事務について説明する。国が制定する子ども・子育て支援法第77条に、「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」と定められている。</p> <p>次に掲げる事務</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する ことの意見を伺う。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する</p> |
|--|--|---|

ることの意見を伺う。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する
ことの意見を伺う。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に
関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必
要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議
すること。

今年度は、平成27年度から令和元年度までの5年間の
現行の子ども・子育て支援事業計画の最終年であり、5年
経過による町の状況の変化、ニーズ調査結果を踏まえた現
行計画の見直し、第2期事業計画の策定を行う年度であ
る。

現行の事業計画は、半年を目途に年に2回、管理票にて
関係各課による状況報告を表にまとめ、子ども・子育て会
議での確認・協議により、計画の進捗状況管理を行って
いる。

今後は、現行事業計画の管理と第2期事業計画の策定を
同時に行っていく。

(子育て応援課長)

子ども・子育て支援法第77条「特定教育・保育施設」
「特定地域型保育事業」について説明する。

「特定教育・保育施設」とは、東京都が認可する、幼稚
園（特定教育施設）、認可保育所及び認定こども園（保育
施設）を指し、「特定地域型保育事業」とは、町が認可す
る、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育
事業所（保育ママと呼ばれているもの）を指す。どちらも
新設される施設がある場合、利用定員の設定について、委
員の皆さまからご意見をいただくことになる。

**(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う平成
30年度実施のニーズ調査結果報告書について**

(事務局)

今年度、第2期事業計画を策定するにあたり、昨年度に
未就学児及び就学児の保護者を対象に保育量等の調査を
実施した。委員の皆さまには、アンケート調査票の作成時
点から報告書作成に至るまで、様々な角度からご意見を
いただき、御礼を申し上げます。

| | | |
|--|---|--|
| | <p>(委員) (子育て応援課長)</p> <p>(委員)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(委員)</p> <p>(子育て応援課長)</p> <p>(委員)</p> <p>(福祉部長)</p> | <p>資料は毎回送付されるのか。</p> <p>次回送付する5年分の進捗管理票を毎回ご持参いただくことになる。進捗管理票は、関係各課に再確認し、皆様に送付する。</p> <p>自由意見は重要であり、意見をこれからの施策に反映できる形で考えていくことができればと思う。子育て中に、どのようなサービスがあれば良いかといった案などを出し、どのようにしたら施策にできるのか話し合うことができれば良いと思う。</p> <p>町もPR等しながら、皆さまの意見をいただければと思っている。また、各担当課長等も会議に出席し、直接意見を伝えられるよう、会議を進めていく。</p> <p>待機児童は市町村により定義が違うが、瑞穂町の定義はどのようになっているか。</p> <p>ある近隣の市では、5園以上選択し、入園できない場合は待機児童となり、4園以下の選択の場合は待機児童としないようである。瑞穂町は、1園のみ選択し、入園しない場合は待機児童から除外し、2園以上選択し、入園できない場合は待機児童としている。1園のみ選択している児童は13名、2園以上選択している児童は4名である。</p> <p>少子高齢化に対する方針とは、外から子育て世代を呼び活性化につなげるのか、または、現在町にいる子育て世代のニーズを充実させるのか。</p> <p>まずは現在町にお住まいの方々への充実であるが、瑞穂町は子育てがしやすいと思える町を目指していく。</p> |
| | <p>7 閉会</p> | |